

第 31 号		
発行日 2025. 9.22		

J R 東労組バス関東本部

J R 東労組ホームページ

JR東労組バス関申第 2 号

「高速バス統括本部の設置及び体制、

関係規程の改正について」に関する申し入れ①

9 月 22 日に標記の件について、組合員の皆さんからの意見等を基に、会社へ申し入れを行ないました。

記

1. 高速バス統括本部を設置する目的および理由を明らかにすること。また、高速バス統括本部を設置することにより、「最適な運営体制」となる根拠を明らかにすること。
2. 各ベースにおける安全・教育体制について明らかにすること。また、各ベースには特情があることから、安全・教育方法について確立すること。
3. 資格別基礎額（地域採用給）改定に伴う経過措置において、勤続年数における不平等が発生するため是正すること。
4. 出勤遅延や突発対応、天災などの異常時対応の方法を明らかにすること。
5. 各社員の体調管理の把握方法を明らかにし、無理して勤務を行うことのないよう対策を講ずること。
6. 時間外労働時間を含む労働時間管理方法を明らかにすること。また、適正な労働時間管理を行うこと。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！